甲賀市ホームページ 甲賀市



甲賀市facebook 甲賀市

10/2

交通事故などでケガをした ら届出を〈国民健康保険 ・後期高齢者医療制度〉お知らせ



交通事故など第三者(他者)の行 為が原因でケガや病気をしたとき、 保険証を使って治療を受ける場合 は、国保(後期高齢者医療)が治 療費を一時的に立替え、後日、加 害者に請求することになります。

警察への届出と同時に、速やか に下記までご連絡ください。

【第三者行為に該当する事例】

- ●交通事故(自転車事故も含む)
- ●暴力行為によるケガ
- ●他人のペットにかまれた など ※加害者と示談をする前に必ず下 記までご連絡ください。

保険年金課 国保年金係 ☎69-2140 **a** 63-4618 後期高齢者医療係 ☎69-2142 🖼 63-4618

県最低賃金改定 (10月3日発効)



1時間 866円

常用・パートなど雇用形態を問 わず、県内の事業所に雇用される すべての労働者に適用されます。

東近江労働基準監督署 තු0748-22-0394

司法書士による 巡回無料法律相談



遺言、相続、贈与、財産管理な どの相談に応じます。※予約不要

- ▶日時 10月12日(土)12時~16時 (受付15時40分まで)
- ▶場所 信楽中央公民館

滋賀県司法書士青年会事務局 ង្គ0748-78-0711

家賃を最大2万円 補助します



民間の賃貸住宅入居者で市営住 宅入居基準等を満たす方を対象と します。

- ▶受付期間 10月16日(水)まで
- ▶申込方法 募集案内や申込書

等は、下記および土山・甲賀大 原・甲南第一・信楽地域市民セ ンターで配付します。また、市 ホームページでもご覧いただけ ます。

▶補助件数 20件

※申込者多数の場合は抽選

聞合せ 住宅建築課 公営住宅係 ^{申込み} **否**69-2212 🔯 63-4601

市立みなくち診療所 インフルエンザ 予防接種



- ▶接種期間 10月18日(金)~12 月27日(金)(土日・祝日を除く) ※ワクチンの在庫がなくなり次 第終了
- ▶金額 1回 大人 3,200円 子ども(小児科) 2.700円
- ▶未成年(20歳未満)の方 母子手帳持参、保護者同伴(祖 父母可)でお越しください。

①要予約 6カ月~中学3年(小児科)

- ▶日時 平日 9時~11時30分
- ▶予約方法 10月15日(火)午後 から受付開始、土日・祝日を除 く13時~16時に下記まで
- ※16歳以上の方の予約受付はし ていません。
- ※定員になり次第受付終了

②予約不要 16歳以上の方

▶日時 平日 9時~12時/14時 ~15時30分

※臨時休診の場合があります。

_{問合せ} みなくち診療所 ^{申込み} 否62-3346 Fax 63-1728

差押不動産公売



- ▶日時 10月18日(金) 10時~11時30分
- ▶場所 市役所3階会議室301 B
- ▶内容 物件 売却区分1
- · 土地 水口町春日字外輪、山 林(現況宅地)、197㎡

見積価額 62万円 売却区分2

- 土地 水口町春日字外輪、宅 地、358.95㎡
- ・建物 所在は土地と同じ 居 宅、木造スレート葺2階建、 延べ126.00㎡、

見積価額 263万円

売却区分3

- ·土地(二筆) 甲賀町田堵野 字上ノ前垣外、山林、92㎡・ 宅地、456.00㎡
- ・建物 所在は土地と同じ 居 宅、木造瓦・スレート葺2階 建、延べ124.38㎡

見積価額 204万円 売却区分4

- · 土地(二筆) 信楽町黄瀬字石 ア、宅地、314.04㎡、宅地、 158.69m
- ・建物 所在は土地と同じ 本 家、木造瓦葺平家建、41.32 m・居宅、木造草葺平家建ほ か、168.58㎡

見積価額 38万円 売却区分5

· 土地 甲南町葛木字宇田、宅 地、168.97㎡

見積価額 218万円

- ▶売却決定・代金納付日/場所 10月25日(金)11時/稅務課滞 納債権対策室
- ※詳細は市ホームページまで。公 売日時までに中止する場合があ ります。

税務課 滞納債権対策室 ☎69-2131 🖾 63-4574

障がい年金に関する 無料相談会



社会保険労務士が相談に応じま す。健康保険・労災保険・老齢 年金等に関する相談も含みます。

- ▶日時 10月21日(月)10時~15時
- ▶場所 公立甲賀病院 2階 講堂2
- ▶申込方法 電話で下記まで 間合せ 滋賀県社会保険労務士会

章込み 2077-526-3760

里親になりませんか ~10月は里親月間~



里親とは、保護者の疾病、離 婚、経済苦、養育の拒否、虐待な ど、さまざまな事情から家庭で暮 らすことができない子どもを自らの 家庭に迎え入れて養育する方のこ とです。

いろいろな里親さんを求めています

● 短期間(数日~数週間程度)だ け養育する里親

• 子どもが学校を転校しなくても いいように、同じ校区の子ども を養育する里親

- 中学生・高校生を養育する里親
- 乳幼児期から長期(年単位)で 養育する里親
- 養子縁組を希望する里親 など ※県内のたくさんのご家庭が里親 家庭として登録していただくこと で、子どもたちの生活場所の選 択肢が広がります。

_{間合せ} 滋賀県中央子ども家庭相談 ^{取み} センター(里親担当) **2**077-562-1121 Tax 077-565-7235

里親知ってやフォーラム



- ▶日時 10月26日(土) 13時~16時
- ▶場所 大津市民会館小ホール (大津市島の関14-1)

▶内容

講演「養育里親の実際と地域で 必要な支援」

体験発表、作品展、相談会

- ▶定員 200人程度
- ▶申込締切 10月21日(月)

※参加費無料

※託児あり(要予約)

間合せ 滋賀県里親連合会 ^{申込み} 谷・🐼 077-522-6881 子育て政策課 家庭児童相談室 **☎**69-2177 **☎** 69-2298

2019 あいの土山マラソン大会 交通規制を実施



▶開催日 11月3日(日・祝)

大会が開催されるコース周辺道 路では交通規制が行われます。詳 細は10月27日の新聞折込チラシ か、大会ホームページまで

▶スタート時間

[マラソン]

女子10時25分/男子10時30分 [ハーフマラソン]

女子10時45分/男子10時50分 |土山体育館内大会事務局

☎66-0091 ᠍ 66-1091 ホームページ

> www.ac-koka.jp/marathon/ 社会教育スポーツ課 スポーツ係 **☎**69-2249 **☎** 69-2293 □

行政なんでも相談所 10月7日~13日は 「行政相談週間」



国の事務(国道、一級河川、登 記など)について困ったときは、お 気軽に行政相談をご利用ください。 ※無料·予約不要·秘密厳守

- ▶日時 10月30日(水) 13時30分~16時
- ▶場所 ここぴあ 研修室 (イオンタウン湖南内)
- ▶相談員 行政相談委員、司法書 士、税理士、滋賀労働局 ほか |滋賀行政監視行政相談センター ፮ 2077-523-1100

おいしく楽しく食べきろう 10月30日は 食品ロス削減の日



お知らせ

お知らせ

現在、食べられる食品が捨てら れる「食品ロス」が問題になってお り、1日に国民1人当たりお茶碗約 1杯分の食べ物が捨てられています (農林水産省および環境省「平成 27年度推計」)。

楽しい会話を交えておいしく楽し く食べきりましょう。また、食べら れる部分まで多く除去する過剰除 去や作り過ぎなど、家庭での食品 ロス削減にご協力をお願いします。

生活環境課 廃棄物対策係 ☎69-2145 63-4582

あいの丘文化公園 施設臨時休館 [11月3日]

土山図書館・歴史民俗資料館、 あいの土山文化ホール、森林文化 ホールは、あいの土山マラソン開 催のため、休館となります。図書の 貸出期間の延長やリクエストは市 内の他の図書館をご利用ください。

|社会教育スポーツ課 文化係 ති62-2626 Ex 62-2625

住民票等に旧姓(旧氏) が併記できるように なります

男女共同参画・女性活躍の推進 に向け、11月5日から、マイナン バーカードや住民票等に旧姓(旧 氏)が併記できるようになります。

こんなときに役立ちます

- ■保険・携帯電話の契約や銀行 口座が旧姓のまま使えます。
- 就職・転職時など旧姓で本人 確認ができます。

旧姓(旧氏)の併記を希望される場 合は、下記で手続きをお願いします。

市民課 戸籍住民係 ☎69-2138 65-6338 土山地域市民センター ☎66-1101 ☎ 66-1564 甲賀大原地域市民センター **☎**88-4101 **™** 88-3104 甲南第一地域市民センター **☎**86-4161 **☎**86-8029 信楽地域市民センター

☎82-1121 🖾 82-3415

『年金生活者支援 給付金制度』が はじまります



公的年金等の収入や所得額が 一定基準額以下の年金受給者を 支援するために年金に上乗せして 支給される給付金制度です。

果 放 ◀

- ◎老齢基礎年金を受給中で、以下 の要件をすべて満たしている方
- 65歳以上
- 世帯員全員の市町村民税が非 • 前年の年金収入額とその他所得
- 額の合計が約87万円以下 ◎障害基礎年金・遺族基礎年金 を受給中で、前年の所得額が約 462万円以下の方

▶請求方法

①平成31年4月1日以前から年 金を受給している方

日本年金機構から案内が順次送 付されています。同封の年金生活 者支援給付金請求書(はがき)を記 入のうえご提出ください。

②平成31年4月2日以降に年金 を受給開始された方

年金の請求手続きと併せて年金 事務所または保険年金課・各地域 市民センターで請求手続きをして ください。

間合せ 給付金専用ダイヤル ^{申込み} **2**0570-05-4092 (ナビダイヤル) 保険年金課 国保年金係 **☎**69-2140 **₹**63-4618

広報 **こうか** [No.337] 2019.10. 1

17